

# 宿泊施設立地促進等補助金の概要

※この資料は、都城市宿泊施設立地促進等補助金交付要綱の一部を抜粋したものです。  
申請等に当たっては、必ず要綱を確認くださるようお願いいたします。

令和8年5月  
都城市スポーツ部スポーツ政策課

## 1 補助の内容

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて整備されたスポーツ施設等へのスポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベントなどの誘致を促進することを目的に、スポーツ施設周辺の宿泊施設の新設を行う事業者や宿泊施設の宿泊定員の増加に係る改修等を行う事業者を支援するものです。

## 2 補助メニュー

- (1) 宿泊施設立地促進支援補助金（ホテルの新設に対する補助）  
プロスポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベントなどの選手等が宿泊する施設の新設を支援するものです。
- (2) 宿泊施設キャパシティ拡充支援補助金（既存宿泊施設の改修、増築等）  
既存宿泊施設の宿泊定員数の拡充に係る改修を支援するものです。

## 3 補助対象経費

この補助事業による対象経費は、宿泊施設の新設や宿泊定員数の増加に係る改修に要する経費（投下固定資産額）で、次に掲げるものです。

- ① 建物及びその附属施設  
→ 暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備
- ② 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物）
- ③ 機械及び装置

※土地（造成費用を含む。）及び備品（消耗品を含む。）は対象外です。

## 4 補助の要件・補助率・補助限度額

この補助事業の要件、補助率、補助限度額は、次の表のとおりです。

補助対象		要件	補助率	補助限度額
事業区分	経費			
宿泊施設立地促進支援事業	宿泊施設の新設に要する経費	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 市内のプロスポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベントなどに対応したスポーツ施設（開催実績や今後の計画がある施設）からおおよそ車で30分以内に立地すること。 (2) 右記区分の施設規模とすること。 (3) バンケットを備えていること。 (4) 客室単価がおおむね20,000円以上であること。 (5) 認定日から起算して4年以内に操業を開始すること。 (6) プロスポーツキャンプや国際スポーツ大会、大規模イベントなど参加者等が宿泊する施設であること。	総事業費の1/5以内	次に掲げる宿泊施設の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 客室数100室又は宿泊定員数200人以上 400,000千円 (2) 客室数90室又は宿泊定員数180人以上 360,000千円 (3) 客室数80室又は宿泊定員数160人以上 320,000千円 (4) 客室数70室又は宿泊定員数140人以上 280,000千円 (5) 客室数60室又は宿泊定員数120人以上 240,000千円 (6) 客室数50室又は宿泊定員数100人以上 200,000千円
宿泊施設キャパシティ拡充支援事業	宿泊施設の宿泊定員数増加に係る施設改修に要する経費	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 市内のスポーツキャンプ（アマ含む。）などに対応したスポーツ施設（開催実績や今後の計画がある施設）からおおよそ車で30分以内に立地すること。 (2) 宿泊施設の改修によって、右記区分の宿泊定員数の増加があること。 (3) スポーツキャンプなどの参加者等が宿泊する施設であること。	総事業費の2/3以内	次に掲げる宿泊定員数の増加の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 宿泊定員数100人以上の増 100,000千円 (2) 宿泊定員数80人以上の増 80,000千円 (3) 宿泊定員数60人以上の増 60,000千円 (4) 宿泊定員数40人以上の増 40,000千円 (5) 宿泊定員数20人以上の増 20,000千円

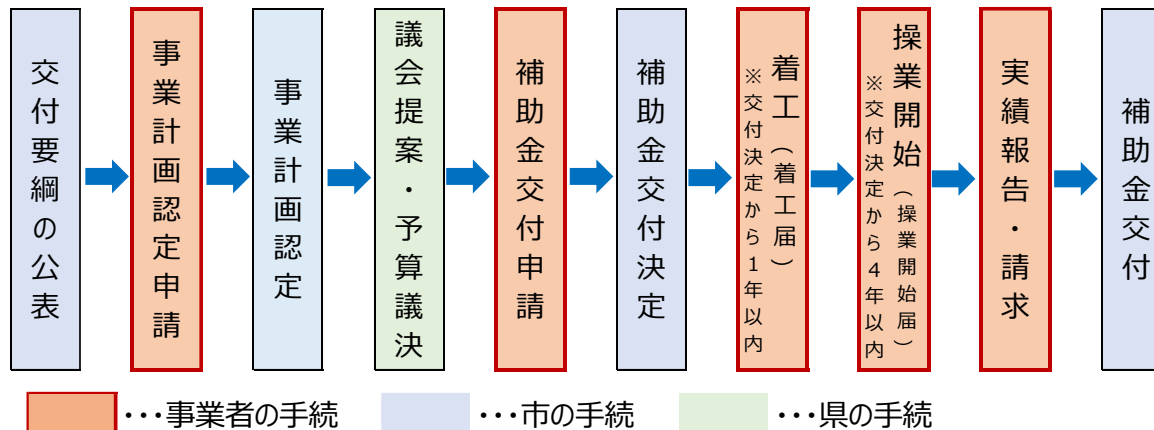
※補助金の額については、千円未満端数切捨て

## 5 補助対象者の要件

この補助事業の対象者の要件は、次に掲げるとおりです。

- ①市税・県税に未納がないこと。
- ②従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、立地企業の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

## 6 補助事業の流れ（事業計画認定申請～補助金交付）



着工（契約を含む。）は、補助金交付決定後に行ってください。（決定前着工は、補助対象事業でなくなります。）

（注）事業計画の認定申請期限は、**6月19日(金)**です。（P9「18 認定申請の提出期限」参照）  
補助金の交付決定は、**9月下旬**を予定しています。

## 7 事業認定に必要となる書類

事業認定申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ① 事業計画認定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 立地等事業者概要説明書
- ⑤ 宿泊施設立地等計画書
- ⑥ 宿泊施設の位置図、宿泊施設全体の配置図及び宿泊施設各階の平面図
- ⑦ 工事着工前の写真（補助事業を実施する箇所が分かるもの）
- ⑧ 立地等事業者の登記事項証明書及び定款の写し
- ⑨ 立地等事業者の最近3事業年度分の事業報告書及び決算書
- ⑩ 宿泊施設に係る投下固定資産の額の根拠となる資料
- ⑪ 客室数、宿泊定員数の根拠となる資料
- ⑫ 立地等事業者の市税及び県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面  
→市税については、市が実施する調査に同意される場合は、省略できます。
- ⑬ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

【上記にあわせて提出いただく書類（県知事宛てのもの）】

- ① 立地等事業者の個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- ② 立地等事業者の暴力団排除に係る誓約書

## 8 補助金の交付申請

事業計画の認定、予算措置ののちに補助金を交付申請していただきます。

なお、補助金の交付申請額は、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額を控除した額です。ただし、申請時において不明の場合は、この限りではありません。

## 9 補助事業に付される条件

この補助事業には、次の条件が付されます。

- ① 補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存すること。
- ② 市長の承認を受けて財産を処分した場合に収入があった時は、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- ③ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- ④ 規則・要綱の規定に従うこと。

## 10 事業遂行状況の報告

補助金の交付決定から補助金の交付が完了するまでの間は、各年度末日現在の事業遂行報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月15日までに市長に提出してください。

## 11 補助金の交付時期

補助金は、宿泊施設が完成し、実績報告・補助金額を確定したのちに支払います（確定払）。

## 12 事業計画の変更

事業計画を変更する場合は、事業計画変更承認申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります。ただし、次の場合は承認不要です。

- ① 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助金額の20パーセント以内の減となるもの。  
ただし、補助要件に係る内容の変更を伴うものを除く。
- ② 補助事業の操業開始予定日が、市の会計年度の変更を伴わないもの

## 13 実績報告

補助事業が完了した場合は、操業開始した日から20日以内又は操業を開始した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、実績報告を提出していただきます。

また、仕入れに係る消費税相当額の減額を市内で交付申請した場合は、仕入れに係る消費税相当額を減額して報告する必要があります。

- ① 事業実績書
- ② 収支決算書
- ③ 宿泊施設立地等実績書
- ④ 宿泊施設全体の配置図及び宿泊施設各階の平面図
- ⑤ 登記事項証明書（建物）
- ⑥ 固定資産台帳（機械設備等の写し）
- ⑦ 宿泊施設の新設（改修）に係る契約書及び引渡書（納品書）、代金支払い領収書の写し並びに完成写真
- ⑧ 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し及び同法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- ⑨ 旅館業法第3条第1項に規定する営業の許可を受けたことを証する書類の写し（新設）又は旅館業法施行規則第4条に規定する記載事項の変更に係る届出を行ったことを証する書類の写し（改修）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

## 14 交付決定後の報告義務

次に掲げる場合は、速やかに市長に報告する義務があります。また、報告があった場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- ① 虚偽の方法により補助金の交付決定又は交付を受けた場合
- ② 補助の対象となった宿泊施設の操業の開始の日から起算して10年以内に当該宿泊施設の操業を中止し、又は廃止することが判明した場合

## 15 交付決定の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定が取り消されます。

- ① 事業計画期間内に事業が完了しないとき。
- ② 交付決定を行った日から起算して1年以内に着工されないとき。
- ③ 交付決定を行った日から起算して4年以内に操業開始されないとき。

## 16 財産処分の制限

補助事業で取得した財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間中は、市長の承認がなければ処分等できません。また、市長の承認を得て処分等を行う際は、補助金の全部又は一部返還の対象となります。なお、対象となる財産は、1件の取得金額が50万円以上のものです。

## 17 書類の提出部数

申請書類は、2部（正本1部・副本1部）を提出してください。  
また、電子データの提出もあわせてお願いします。

## 18 認定申請の提出期限

令和8年6月19日(金)までに、都城市スポーツ政策課に郵送又は持参してください（必着）。

## 19 問い合わせ先

都城市スポーツ部スポーツ政策課スポーツプロモーション担当

電話 0986-23-9546

FAX 0986-23-6365

メール [sports@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:sports@city.miyakonojo.miyazaki.jp)